

評価の検証からみた法科大学院認証評価の現状と課題

Current Situation and Issues of the Certified Evaluation and Accreditation of Law Schools Through the Review of the Evaluation System

野田 文香, 林 隆之, 渋井 進, 田中 弥生, 野澤 庸則

NODA Ayaka, HAYASHI Takayuki, SHIBUI Susumu, TANAKA Yayoi, NOZAWA Tsunenori

| | |
|---|----|
| 1. はじめに | 51 |
| 2. 法科大学院の設立と認証評価の実施 | 52 |
| 2.1 法科大学院の制度設計における認証評価の機能 | 52 |
| 2.2 機構による認証評価の概要 | 53 |
| 2.3 評価基準 | 54 |
| 2.4 機構による法科大学院認証評価受審状況 | 54 |
| 3. 機構による認証評価の効果に対する検証—アンケート調査結果から見えるもの— | 55 |
| 3.1 基準及び解釈指針 | 56 |
| 3.2 評価の方法及び内容 | 56 |
| 3.3 研修会や説明会等について | 57 |
| 3.4 評価の作業量, スケジュール等 | 58 |
| 3.5 評価結果の内容および公表 | 58 |
| 3.6 評価を受けたことによる効果・影響 | 59 |
| 4. 機構による認証評価結果からみた法科大学院の現状と課題 | 60 |
| 4.1 「本評価」における優れた点, 改善を要する点の考察 | 60 |
| 5. 課題と展望 | 66 |
| 謝辞 | 68 |
| 参考文献 | 68 |
| ABSTRACT | 70 |

評価の検証からみた法科大学院認証評価の現状と課題

野田 文香*, 林 隆之*, 渋井 進*, 田中 弥生*, 野澤 庸則**

要 旨

法科大学院は、「理論と実務の架橋」を目指した新たな専門職教育機関として平成14年に創設された。法科大学院の認証評価は既に1巡目を終え、法科大学院制度や評価基準の見直しが進められる中で、1巡目の機構の認証評価の運用や結果を分析し、機構の認証評価がいかにその機能を果たしたかを考察することが求められる。本稿では、その一つとして、評価を受審した法科大学院および評価担当者に対して機構が実施してきたアンケート調査結果から、当該評価の方法が適切に構築され運用されてきたのか、また、どのような現状や課題が見出されたかを総合的に考察する。さらに、機構による認証評価が、法科大学院の教育現場にどのような影響をもたらしたかを考察するため、評価結果における「優れた点」および「改善を要する点」の指摘数の多かった事項の内容や改善の取組の傾向について整理する。

キーワード

法科大学院, 認証評価, 適格認定, 自己評価書, 基準・解釈指針

1. はじめに

本論文では、法科大学院の認証評価が1巡目を終えた今、大学評価・学位授与機構（以下、機構と記す）による法科大学院認証評価の方法が適切に構築され運用されてきたのか、また、どのような効果や課題があるのかを整理し、総括することを主たる目的とする。

平成14年、司法制度改革の一環として、法曹養成を目的とした専門職大学院である法科大学院の制度が創設された。法科大学院は、社会科学分野での「理論と実務の架橋」を目的とした専門職大学院の一つであるとともに、それまでの司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法教育、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度の中核をなすものとして、創設が求められたものである（司法制度改革審議会、2001）。平成22年5月現在までに、法科大学院は74校（国立23校、公立2校、私立49校）が設立された。

法科大学院は、専門職大学院の一つであることから、その教育課程、教員組織、その他の教育研究活動の状況について、5年以内ごとに文部科学省から認証を受けた評価機関による評価（認証評価）を受けることが義務付けられている（学校教育法第109条）。さらに法科大学院の場合は、その修了が新司法試験の受験資格となるために、他の専門職大学院とは異なり、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」第5条において「認証評価では当該法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院認証評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない」とされ、認証評価に適合性の判定（適格認定）が要請されている。この点が、法科大学院とそれ以外の学校種の認証評価との大きな違いであり、大学、短期大学、高等専門学校の機関別認証評価では、評価機関が定めた評価基準を満たしているか否かの判断は行われるが適格認定がなされるわけではないのに対し、法科大学院の認証評価は、より詳細な評価基準のもとで適格認定として実施されている。

* 独立行政法人 大学評価・学位授与機構 評価研究部 准教授

** 独立行政法人 大学評価・学位授与機構 評価研究部 客員教授

法科大学院の認証評価は、日弁連法務研究財団、機構、大学基準協会の3つの団体により行われ、平成21年度までに、全ての法科大学院が認証評価の受審を終えたところである。機構は、法科大学院の教育活動等の質を保証するために、平成17年度に法科大学院の予備評価を、19年度から本評価を実施し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定（適格認定）を行ってきた。

法科大学院の認証評価は既に1巡目を終え、その間にも中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会において、法科大学院制度自体の改善や次期認証評価へ向けた検討が進められ（中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会、2009）、提起された課題については引き続き審議が進められている。また、他の関係組織による検討も進められている状況にある¹。このような中で、機構の1巡目の認証評価の経験を包括的に分析し、情報を提供することが望まれる。そこで、本稿では、機構による法科大学院認証評価の背景とこれまでの状況を俯瞰し、法科大学院および評価担当者へのアンケート調査結果から当該評価がどのように受け止められてきたのかを見出すため、その状況や課題を総括する。さらに、機構による認証評価の実施が、法科大学院の教育活動にどのような影響を及ぼし、その質保証の一端に寄与しつつあるのかを考察するため、評価結果の傾向分析を行う。評価結果においては、とりわけ、「優れた点」、「改善を要する点」として指摘数の多かった章・基準に着目し、その指摘内容および改善や促進が行われた点はどのようなものであったかを考察する。したがって、本稿の構成は以下の通り—（1）はじめに、（2）法科大学院の設立と認証評価の実施、（3）機構による認証評価の効果に対する検証—アンケート調査結果から見えてくるもの—、（4）機構による認証評価結果からみた法科大学院の現状と課題、（5）課題と展望—である。なお、本稿の内容は機構やその他の機関の意見を代表するものではなく、筆者らの私見が含まれていることをあらかじめ記しておきたい。

2. 法科大学院の設立と認証評価の実施

2.1 法科大学院の制度設計における認証評価の機能

法科大学院制度は、司法制度改革の一つとして導入された²。平成11年7月に司法制度改革審議会が内閣に設置され、「国民の期待に応える司法制度の確立」、「司法制度を支える法曹の在り方の改革」、「国民的基盤の確立」を3つの柱に改革が検討されてきた。この2つめの柱に当たる、法曹養成制度の改革の中核が法科大学院制度の導入である。文部省（当時）は平成12年4月27日に司法制度改革審議会から依頼を受けて、大学関係者及び法曹三者が参画する「法科大学院（仮称）構想に関する検討会議」を設置して検討を進めた。その結果を踏まえて司法制度改革審議会で行い、法曹養成制度の在り方を含めた、「司法制度改革審議会意見書」を平成13年6月にまとめた。

法科大学院が創設される前の法曹養成は、司法試験は合格率が数%という極めて難しい競争試験であり、その一方で大学の法学部での教育は法務実務とは乖離していた。結果、ほとんどの受験生は予備校に通い、詰め込み型の司法試験対策の学習を行う状況であった。そのため、意見書では、「今後、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想される」とした上で、「21世紀の司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められるものと思われる。」と述べている。

このような人材養成を実現するための「プロセス」としての法曹養成制度の中核として、プロフェッショナル・スクールである法科大学院の具体的な設計がなされた。そこでは、入学者の多様性確保のために法学部以外の学部出身者や社会人を受け入れること、各法科大学院の創意工夫による独自性や多様性を尊重すること、実務との架

¹ 例えば、総務省行政評価局法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会（2010）がある。

² 司法制度改革審議会設置以前の戦後からの法曹養成制度改革の歴史的経緯については、石井（2006）に詳しい。

橋を強く意識した教育を行うこと，少人数教育を基本とする双方向的・多方向的で密度の濃い教育を行うこと，学生が在学期間中に課程の履修に専念するような厳格な成績評価及び修了認定を行うこと，等が教育制度設計の核として求められている。

これらの理念を有した教育を継続的に担保する仕組みとして，第三者評価があわせて検討された。意見書では，「法科大学院の設置は，関係者の自発的創意を基本としつつ，基準を満たしたものを認可することとし，広く参入を認める仕組みとすべきである。」として，どの法科大学院にどの程度の数の入学定員を配分するか等の規制・調整を行うことはせず，設置認可基準を満たす限りは多くの参入を認め，自由競争に委ねる方向を示している。その上で，「入学者選抜の公平性・開放性・多様性や法曹養成機関としての教育水準，成績評価・修了認定の厳格性を確保するため，適切な機構を設けて，第三者評価（適格認定）を継続的に実施すべきである。」としている。法科大学院の乱立や司法試験受験予備校化等のおそれ，司法試験合格者がほとんど出ない法科大学院の扱い等の懸念を抱えながらも，法曹の質の維持・向上をはかりつつ，法曹の数を増やすという，法科大学院構想のそもそもの目的が損なわれないように，適正な設置基準を策定し，法科大学院の設置認可後も，教育効果等の継続的な事後審査を厳正に行い，法科大学院の教育の質の確保・向上を図る，客観的な第三者評価を行う体制の整備が求められたのである³。

2.2 機構による認証評価の概要

機構は，法科大学院の認証評価を行う「認証評価機関」として，平成17年1月，文部科学大臣から認証され，平成17年度より，認証評価（予備評価）を開始した。平成21年度までに，法科大学院28校が機構による認証評価を受審している。機構では，法科大学院認証評価の目的を以下のように定めている。

- ①法科大学院の教育活動等の質を保証するため，法科大学院を定期的に評価し，教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定

をすること。

- ②当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため，法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し，評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- ③法科大学院の活動について，広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため，法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし，それを社会に示すこと。（大学評価・学位授与機構，2004）

さらに，機構は，法科大学院認証評価について，以下の6つの基本的な方針を掲げている。

1. 評価基準に基づく適格認定評価

4年制大学や短期大学，高等専門学校等の他の高等教育機関とは異なり，法科大学院の認証評価における特徴的な点は，「専門分野別認証評価」であることと，評価基準に適合していると認められた場合に「適格認定」が与えられることである。これは，「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」第5条に基づいたものであり，法科大学院の認証評価においてはその基準がやや詳細に設定されている。

2. 教育活動を中心とした評価

法科大学院が法曹養成の教育を主な目的としていることから，評価も教育活動を中心とした視点から行われている。

3. 各法科大学院の個性の伸長に資する評価

認証評価は評価基準に基づいて実施するが，その判断に当たっては，法科大学院の個性や特色が十分に発揮できるよう，教育活動等に関して各法科大学院が有する「目的」を踏まえて実施する。

4. 自己評価に基づく評価

他の高等教育機関の認証評価と同様に，法科大学院においても自らの主体的な取組を支援及び促進するために，自己評価を基本としている。認証評価は，機構の示す評価基準及び自己評価実施要項に基づき，法科大学院が自ら評価を行う。機構は，法科大学院の自己評価の結果を第三者評価と

³ 法科大学院（仮称）構想に関する検討会議、「検討会議における議論の整理」、平成12年8月7日

して分析し、結果をフィードバックすることにより法科大学院の教育活動等の質保証や改善を支援している。

5. ピア・レビューを中心とした評価

法科大学院の教育活動等を、透明性と公平性を保ちながら評価するため、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹界の実務経験を有する法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成されている法科大学院認証評価委員会を中心としたピア・レビューにより評価を実施している。

6. 透明性の高い開かれた評価

意見申立て制度を整備し、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とする。

2.3 評価基準

評価基準は、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」第2条に規定する「法曹養成の基本理念」、及び専門職大学院設置基準に規定されている法科大学院の設置基準等を踏まえて、同法第5条に基づき、機構が、法科大学院の教育活動等に関し、適格認定をする際に法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものである。前述の通り、法科大学院は、司法試験受験資格と密接な関連をもつ設計がなされたため、評価基準は、大学、短期大学、高等専門学校の機関別

認証評価、あるいはその他の専門職大学院評価と比較してもより詳細に策定されている。

評価基準は10章で成り立っており、54の基準で構成されている。基準には、基準に関する細則、説明および例示を規定した解釈指針が付されている(表1参照)。

自己評価は、章ごとに、①「基準ごとの分析」、②「優れた点及び改善を要する点等の記述」の2点について実施される。機構は、基準ごとに「基準に対する自己評価の根拠となる資料・データ等の例示」を示しており、各法科大学院はそれぞれの目的や状況に応じた資料・データ等を用意する。さらに、基準ごとの分析の中から、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、特に重要だと思われる点を「優れた点及び改善を要する点等」として抽出し、記述することが奨励されている。認証評価の基本的な方針に定められているように、法科大学院が各々の目的を明示することで、それぞれの個性や特色が評価に反映され、その後の教育活動等に活かされることが期待されている。

2.4 機構による法科大学院認証評価受審状況

機構は、17年度から19年度の3年間に法科大学院の「予備評価」を行っている。予備評価は、法科大学院が開設された後、3年課程の初年度の入学者の修了以前の段階における教育活動等の状況について評価し、その後の教育活動等の改善に役立てること、そして法科大学院関係者の評価に対する理解を高めることを目的として実施されたものである。予備評価は、初年度の入学者が修了す

表1 機構の法科大学院認証評価基準

| | 基準の数 | 解釈指針の数 |
|------------------|------|--------|
| 第1章 教育目的 | 2 | 1 |
| 第2章 教育内容 | 4 | 10 |
| 第3章 教育方法 | 4 | 14 |
| 第4章 成績評価及び修了認定 | 5 | 13 |
| 第5章 教育内容等の改善措置 | 2 | 4 |
| 第6章 入学者選抜等 | 7 | 12 |
| 第7章 学生の支援体制 | 6 | 12 |
| 第8章 教員組織 | 11 | 16 |
| 第9章 管理運営等 | 10 | 16 |
| 第10章 施設、設備及び図書館等 | 3 | 13 |
| 合計 | 54 | 111 |

表2 機構による年度別法科大学院認証評価受審校数

| | | 国立 | 公立 | 私立 | 合計 | | |
|------|------|----|----|----|------|-----|-----|
| | | | | | 予備評価 | 本評価 | 追評価 |
| 17年度 | 予備評価 | 4 | 0 | 0 | 4 | — | — |
| 18年度 | 予備評価 | 11 | 0 | 2 | 13 | — | — |
| 19年度 | 本評価 | 7 | 0 | 2 | — | 9 | — |
| | 予備評価 | 3 | 0 | 0 | 3 | — | — |
| 20年度 | 本評価 | 9 | 2 | 5 | — | 16 | — |
| | 追評価 | 3 | 0 | 0 | — | — | 3 |
| 21年度 | 本評価 | 3 | 0 | 0 | — | 3 | — |
| | 追評価 | 1 | 0 | 2 | — | — | 3 |
| 計 | | 41 | 2 | 11 | 20 | 28 | 6 |
| | 54 | | | | | | |

る前に評価するものであり、本評価を申請するための条件でもなければ、適格認定を与えるものでもない。また、予備評価を受けたことにより、本評価の受審が義務付けられるわけではないとしている。

そして、機構は19年度から、予備評価と並行して、「本評価」を開始した(表2)。19年度に本評価を受審した法科大学院数は9校であり、そのうち5校が適格認定を受け、4校は不適格と認定された。うち3校は翌年度、1校は翌々年度に「追評価」を受審し、適格認定を受けている。「追評価」は、本評価において適格認定を受けられなかった法科大学院が、本評価の実施年度の翌々年度までに受けることができる評価である。追評価では、本評価時に満たしていないとされた基準を満たしているか否かの判断をおこない、本評価結果と併せて当該基準を満たしているものと判断された場合には適格認定を与えることとしている。

20年度には、16校の法科大学院が本評価を受審し、うち14校が適格認定を受けた。不適格と判断された2校は翌年度に追評価を受け、適格認定された。21年度は、3校の法科大学院が認証評価を受審し、2校が適格認定を受け、1校が不適格とされた。

3. 機構による認証評価の効果に対する検証—アンケート調査結果から見えてくるもの—

本節では、機構による法科大学院認証評価の方法が、評価の目的を達成するために適切に構築され運用されてきたのか、また、認証評価の実施が

どのような効果をもたらしたのかを明らかにするため、機構が評価対象の法科大学院(以下、「対象法科大学院」と記す)および評価担当者の両者に対して実施してきたアンケート調査の結果を分析する。この調査は、評価方法の妥当性を検証し、今後の修正や改善に結びつける目的で、平成17年度の予備評価の段階から5年間毎年実施しているものである。

法科大学院を対象としたアンケートの項目は、以下—(1)基準及び解釈指針、(2)評価の方法及び内容(自己評価・訪問調査・意見の申立て)、(3)評価の作業量、スケジュール等(評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間、評価作業に費やした労力、評価のスケジュール)、(4)説明会・研修会等、(5)評価結果(評価報告書の内容等、自己評価書及び評価報告書の公表、評価結果に関するマスメディア等の報道)、(6)評価を受けたことによる効果・影響、(7)評価結果の活用、(8)本評価にあたっての予備評価の効果、(9)評価の実施体制、(10)自由記述—から構成した。

評価担当者を対象としたアンケートの項目も、上記とできる限り同じ構成とし、(1)基準及び解釈指針、(2)評価の方法及び内容・結果(自己評価書・書面調査・訪問調査・評価結果)、(3)研修、(4)評価の作業量、スケジュール等(評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間・評価作業に費やした労力・評価作業にかかった時間数)、(5)評価部会等の運営、(6)評価全般とした。

回答数は、平成17年度からの5年間における対

象法科大学院延べ48校（回答率：100%）と評価担当者延べ153人（回答率：63.8%）である。本節では、これらの項目の中から、認証評価が法科大学院の教育水準を継続的に担保することが可能となっており、実際に大学院に対してどのような効果・影響を及ぼしたのか、また、認証評価の方法としてどのような課題が指摘されたのかを考察したい。

3.1 基準及び解釈指針

対象法科大学院に対するアンケート調査において、基準や解釈指針が、「教育活動等の質保証」、「教育活動等の改善」といった観点で適切であったかどうかについては、肯定的な回答（5段階のうち、「強くそう思う」「そう思う」の上位2段階の回答）がそれぞれ、88%、83%であった。この点では、基準や解釈指針は全体的に見れば、法科大学院の質を保証し、改善を行うには適切であったと認識されていると考えられる。ただし、「評価しにくい基準又は解釈指針があったか」どうかといった設問については、対象法科大学院と評価担当者の両者において、それぞれ半数以上が「ある」と回答している⁴。評価しにくい基準や解釈指針については、第2章「教育内容」や第3章「教育方法」、第6章「入学者選抜等」、第7章「学生の支援体制」、第8章「教育組織」等にいくつかの指摘が見られる。

アンケートの自由記述には具体的な指摘がなされている。多くの指摘がなされた点は、いくつかの評価基準の抽象度が高く、何をもって評価基準を満たしたと考えるか判断することが難しいといった内容である。特に指摘数が多いのは「教育内容（基準2-1）」において、実質的に法律基本科目にあたる科目がそれ以外の科目区分として開設されていないか、といった判断であった。大学院からは評価結果への異議が散見されるとともに、評価担当者の回答においても、「教育内容が学問的又は実務的にいかに高度であっても、対象としている法分野が法律基本科目とされている科目の

分野にとどまる場合に法律基本科目として位置付けられる点が、対象法科大学院の理解を得ることが難しい」という印象や、「内容的に法律基本科目と実務基礎科目が重複している場合に、どの程度であれば改善を要すると指摘すべきか」と評価結果として表明する判断の難しさが指摘されている。他にも、学生への学習支援と司法試験対策との境界、法律基礎科目の学生数を「標準で50人」としていることの許容される幅の解釈等が挙げられている。

機構の解釈指針は他の評価機関よりも詳細であり、基準を理解することに役立ったという意見が大学院と評価担当者の双方からある。しかし、その運用が厳格であるため、資料提出の負担が生じることや、法科大学院の独創性が損なわれることへの危惧や、大学院の規模に即したいっそうの配慮を求める意見も一部見受けられた。

また、認証評価の目的の一つである「教育活動について社会からの理解と支持を得るために適切であったか」どうかについては、肯定的な回答を示した対象法科大学院は69%であり、上記項目と比較すると高くない。自由記述からは、一つの基準に不適合であると法科大学院全体として不適合である印象を受けやすいこと、マスメディア等による報道が不適合とされる法科大学院に集中していること、教育を通じた社会貢献等の視点が評価基準に抜けていること等の指摘がなされている。

3.2 評価の方法及び内容

次に基準や解釈指針は現実に自己評価を実施できるものであったか。「基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価を行うことができたか」どうかという点については、肯定的な回答が87%であり、大多数の対象法科大学院が適切な自己評価ができたことと認識している⁵。一方、評価担当者に対し、「自己評価書には基準及び解釈指針の内容が適切に記述されていたか」との質問をしたところ、肯定的な回答が43%、「どちらとも言えない」が5割であり、対象法科大学院と評価担当者間の認識

⁴ 対象法科大学院に対し、「自己評価しにくい基準又は解釈指針があったか」を問う項目は、平成17年からの2年間は5尺度であったが、本評価開始年度の平成19年以降の3年間は、「ある」「なし」の2尺度に変更されたため、基準又は解釈指針に関する項目は平成19年度以降の3年間のデータを使用している。

⁵ 注3と同様の理由で平成19年度以降の3年間のデータを使用している。

に大きな乖離があることが明らかにされた。評価担当者の自由記述からは、「基準や解釈指針に対応する記述がされていなかった」、「説明が解釈指針ごとに整理されていなかった」、「網羅性に欠ける」、「基準や解釈指針を誤解していると思われるところがあった」等といった内容の指摘があり、基準や解釈指針の理解の不十分さが一部認められた。前述したように、半数以上の対象法科大学院が「自己評価しにくい基準又は解釈指針があった」と認識していることも一側面としてあり、この乖離が縮められるよう、基準や解釈指針が示す具体的な内容や自己評価の在り方に関して、対象法科大学院に対する説明や対象法科大学院自身の評価の実践的経験を積み重ねていくことが課題である。

また、認証評価は根拠に基づいて行うことになっているが、根拠データの不足が自己評価を不十分にした可能性もある。対象法科大学院に対するアンケート調査において、「自己評価書に添付する資料は、既に蓄積したもので十分対応することができたか」といった設問については、肯定的な回答を示したのは5割、「どちらとも言えない」が31%であった。また、「自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷ったか」どうかについても、「迷った」とする回答が約4割⁶であった。

添付資料に関する評価担当者の見解についても、共通の課題が指摘される。「自己評価書には必要な根拠資料が引用・添付されていたか」どうかについて、肯定的な回答をした評価担当者は38%であり、半数は「どちらとも言えない」である。評価担当者による自由記述には、「添付資料が少ないために確認することができなかった」、「自己評価の記載と添付された資料との間に矛盾があった、関連性が不明確であった」といった内容の指摘があった。このことから、自己評価書の添付資料については、一部の対象法科大学院からはその具体的な解釈に困る状況が垣間見られ、評価担当者からは、評価に必要な添付資料の不十分さを指摘する意見も一定数あった。根拠データの整備と充実

は、自己評価担当者のみならず、全学的な理解と協力が不可欠な課題であるため容易ではないが、明確な根拠に基づいた判断によって、より具体的に改善点を指摘することも可能になることから、より一層の周知と努力が求められる。

訪問調査に関するアンケート調査においては、8割以上の評価担当者が、「訪問調査によって不明な点を確認することができた」と回答しており、7割が「訪問調査時の確認事項に対する対象法科大学院の回答内容は適切であった」と認識していることがわかった。また、対象法科大学院と評価担当者の共通設問項目である「訪問調査の実施内容は適切であったか」および「機構の評価担当者の人数や構成は適切であったか」については、両立場のそれぞれ8割が肯定的な回答を示している。

しかし、対象法科大学院が、「訪問調査時の確認事項の内容は適切」と認識しているのは5割であることがわかった。さらに、機構の評価担当者対象法科大学院との間で、「教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができたか」といった設問については、肯定的な回答を示しているのはそれぞれ6割であり、双方の共通理解が十分に深められているとは言い難い状況が指摘される。

3.3 研修会や説明会等について

① 認証評価対象法科大学院に対する説明会および自己評価担当者等に対する研修会

機構の認証評価の趣旨・目的、実施方法に関する説明会については、対象法科大学院の約8割が「説明会の内容は役立った」と肯定的な回答を示しており、説明会の内容や配布資料についても8割が理解しやすかったと認識している。また、法科大学院の自己評価担当者等を対象に、認証評価の仕組みや、評価方法及び自己評価書の作成方法等についての理解の深化を目的としている研修会については、74%の回答者が「役立った」と肯定的に回答しており、研修内容や配布資料についても約8割が理解しやすかったとしている。さらに、機構が配布している自己評価実施要綱等の冊子も85%が役立ったと認識していることがわかった。

⁶ 対象法科大学院に対し、「自己評価に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷ったか」を問う項目は、平成20年度以降は5尺度から、「迷った」「迷っていない」の2尺度に変更されたため、ここでは変更後のデータを使用している。

一方で、「機構が行った訪問説明は役立ったか」との質問には、肯定的な回答が68%、どちらとも言えないが32%であり、訪問説明の内容が評価作業に十分に役立ったとは言い切れないことが明らかにされた。

② 評価担当者に対する研修会

評価担当者を対象とした研修会についても、約8割の回答者が「研修の内容は役立った」としており、研修の説明内容や配布資料についても同様に約8割が理解しやすかったと認識している。しかし、「書面調査のシミュレーションが役立ったか」という質問については、肯定的な回答を示したのは65%であり、約3割が「どちらとも言えない」としている。さらに、「研修に費やした時間の長さは適切であったか」については、肯定的な回答は約6割であり、4割以上が「どちらとも言えない」と認識している。

3.4 評価の作業量、スケジュール等

対象法科大学院に対するアンケート調査において、自己評価書の作成作業量については、9割以上が「とても大きい」または「大きい」と回答している。同様に、訪問調査時の確認事項への対応および訪問調査のための事前準備の作業量についても、大きいと認識している対象法科大学院が7割を示していることがわかっている。

評価の作業量の多さは、法科大学院に限らず、大学・短大、高等専門学校についても同様の問題が指摘されているが、特に法科大学院に関しては、「専門分野別」という認証評価の性格をもつ以上、組織内部での規模が小さい中、評価活動に十分な資金や人員を措置しにくい問題があるため、大学・短大、高等専門学校等の機関レベルの認証評価に比べて評価に対する作業量が多いことがその特徴として指摘されている。

また、訪問調査のための事前準備の作業期間、訪問調査当日の対応の作業量や作業期間、意見申立ての作業量については、適当と認識している対象法科大学院が多いことが明らかにされた。さらに、自己評価の提出時期や訪問調査の実施時期が適当であったと認識している対象法科大学院はそれぞれ8割を超えていることがわかった。ただし、入試時期と訪問調査が重なっている旨の指摘は多

い。

「評価作業に費やした労力は、教育活動の質保証という目的に見合うものであったか」という設問に対し、65%の対象法科大学院が肯定的な回答を示している。また、「評価作業に費やした労力が教育活動の改善を進めるという目的に見合うものであった」については、肯定的回答を示した対象法科大学院は60%であった。一方で、「評価作業に費やした労力は、教育活動等の社会から理解と支持を得るといふ目的に見合うものであったか」どうかについては、肯定的回答は半数以下であった。社会から理解と支持を得るといふ内容については、そのためにわかりやすい自己評価を作成することができたかどうか等の他項目においても肯定的な回答は少なく、共通の課題を抱えているように思われる。

3.5 評価結果の内容および公表

評価結果において、「総じて、機構による評価報告書の内容は適切であったか」という問いについては、85%の対象法科大学院が肯定的に捉えている。評価報告書の内容が、教育活動等の「質を保証するのに十分であったか」、「改善に役立つものであったか」どうかについては、それぞれ約8割の対象法科大学院が肯定的に回答している。認証評価を実施したことにより、その主目的である教育活動等の「質保証」や「改善促進」をおおむね達成することができたといえる。また、評価報告書の内容が、当該法科大学院の「目的に照らし適切なものであったか」、「実態に即したものであったか」については、それぞれ約7割が肯定的に回答していることがわかった。しかし、「教育活動等に関して新たな視点が得られたか」については、肯定的回答を示した対象法科大学院は58%であり、十分とはいえない結果であった。対象法科大学院による自由記述においては、「改善を要する点については、教育活動等の改善に役立つ面がある」、「課題について再検討する契機となった」とするものの、「評価報告書は、基準適合性の評価に関する限り、形式的な面での不適合を指摘するものにとどまっている」、「法科大学院が独自の工夫で努力しているところをもっと積極的に評価する姿勢がほしい」といった意見も一部あり、適格認定の性質をもつ評価システムが、より肯定的な面を伸

ばしていくような柔軟性をもつことを要望する声もあった。

評価担当者による自由記述からも、「横並びを意識するあまり、評価結果の学校別の違いがわかりにくくなっている」という意見や、「評価結果は、全て一律に基準に当てはまるかどうかで判断されており、各基準には重要度に差があると思われるので、重要度に応じた評価結果があってもよいのでは」、あるいは、「評価作業の中心が適格性の判断にあり、数値では表現しにくい特色や長所をどのように組み上げていくかの工夫が必要」といった提案があり、当該法科大学院の特色や個性を支援できるよう、適格認定の性格をもつ評価制度においても、柔軟な評価方法の部分的導入の必要性も指摘された。

また、評価結果の公表については、「評価報告書をウェブサイト等で公表しているか」という質問に対し、本評価が始まった平成19年度からは7割の対象法科大学院が「公表している」と回答している。しかし、「マスメディア等からの適切な報道がなされたか」というについては、肯定的回答が23%、「どちらとも言えない」が半数、「そう思わない」が2割であることがわかった。対象法科大学院の自由記述からは、「マスメディア等による報道は不適合とされる法科大学院に興味が集中している」ことの懸念が示されており、適格認定を受けた法科大学院が個別に報道されることがないことへの不満の声も挙げられた。

3.6 評価を受けたことによる効果・影響

① 自己評価を行ったことの効果・影響

自己評価を行ったことに関しては、「教育活動等について全般的に把握することができたか」と「教育活動等の今後の課題を把握することができたか」との設問に、約9割の対象法科大学院が肯定的な反応を示している。また、対象法科大学院の7割以上が、「教育活動等の改善を促進した」や「教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した」ことに関して肯定的に回答している。さらに、本評価が実施された平成19年度から取り入れられた「評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上した」、「将来計画の策定に役立った」という設問項目については、平成21年度までの過去3年間において肯定的な回

答は約7割であることがわかった。

一方で、今後に残された課題も指摘できる。「各教員の教育活動等に取り組む意識が向上した」について、肯定的な回答をした対象法科大学院は6割以下であった。「評価結果がマネジメントの改善を促進した」という設問についても、肯定的な回答が6割以下を示し、否定的あるいはどちらとも言えないとする回答も一定数みられた。以上からは、自己評価を行ったことにより、当該法科大学院の教育活動等の状況把握や課題の整理、改善促進、組織運営の重要性の認識向上等の面については一定の効果がみられたと言える。しかし、その一方で自由記述においても「自己評価活動を中心的に担った教員と、データを提供したにすぎない教員とで、認識にかなりの隔りがある」という指摘もあり、教員個人の意識向上という点はやや弱い状況にある。

また、「貴法科大学院の個性的な取組を促進したか」というについては、肯定的な回答を示した対象法科大学院は4割程度にとどまり、「どちらとも言えない」は約5割、「そう思わない」という回答が一定数みうけられた。これは、法科大学院の認証評価が、専門分野別といったプログラム単位の適格認定という性質をもつことから、詳細な評価基準への適合性が重視されていることも一つの要因であろう。法科大学院認証評価の目的の一つである「個性的な取り組みの促進」と、「厳格な適格認定の基準」との両立が容易でないことが課題として残されている。

② 機構の評価結果を受けることによる今後の効果・影響

次に、機構による第三者評価の結果を受けることによる今後の効果・影響について、上記と同様の設問項目を用いて対象法科大学院に調査をしたところ、ほぼ類似する回答を得る結果となった。すなわち、「教育活動等について全般的に把握することができた」、「今後の課題を理解することができた」、「評価結果が教育活動等の改善を促進した」、「教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した」ことに関して期待される今後の効果・影響については、自己評価を行った効果・影響とほぼ同じ割合で肯定的な回答を示していることがわかった。さらに、評価結果が「法

科大学院全体のマネジメントの改善を促進した」, 「個性的な取組を促進した」についても, 自己評価を行った影響と同様の割合の回答が見受けられた。自由記述においては, 成績評価の基準における, 成績割合の分布の把握, 平常点の評価の方法, 追試験の方法についての改善が多く見られ, 学内での成績評価の厳格性・公平性が改善されていることが示されている。

評価結果を受けることによって想定される今後の効果・影響に関して, 「各教員の教育活動等に取り組む意識が向上する」, 「自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する」, 「評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上する」といった項目については, 将来的に影響が大きくなることが予想されている。これは, 評価の経験を重ねることによる効果と, 第三者機関による外部評価の存在により, 教員の意識や評価の知識・技術がより高められていくことが期待されているものと考えられる。しかしながら, 評価結果が「社会や学生からの支持が得られる」ことに結びつくことと認識している対象法科大学院数は十分ではなく, 認証評価の存在や意義が, 当事者以外にどのように認識されるかという問題も課題の一つとして指摘される。

4. 機構による認証評価結果からみた法科大学院の現状と課題

上記の機構による認証評価検証アンケートからは, 大多数の対象法科大学院が, 自己評価を行ったことにより, 教育活動等についての全般的な把握や今後の課題の整理ができた等と肯定的な反応を示していることが明らかにされた。本節では, 認証評価結果を検証する目的を踏まえ, 評価によって浮かび上がってきた対象法科大学院の具体的な状況や課題の内容を取り上げ, その傾向を整理することとしたい。

4.1 「本評価」における優れた点, 改善を要する点の考察

認証評価結果を検証するにあたり, 機構による認証評価の「本評価」を受審した法科大学院28校の「優れた点」と「改善を要する点」に着目し, とりわけ, それぞれの指摘数の多い章および基準の内容に焦点を当てる。「優れた点」や「改善を要

する点」は, 対象法科大学院も自己評価の際, 章や基準ごとの分析において特に重要だと思われる点を記述形式で抽出しているが, 認証評価結果における「優れた点」や「改善を要する点」は, 評価委員会があらためて評価し, 指摘したものである。認証評価は評価基準に基づいて実施されるものであるが, それと同時に, 各法科大学院の特色や個性の伸長を支援しつつ, 今後の改善に向けた課題等も提示している。このことから, 認証評価の1巡目を終えた今, 「優れた点」および「改善を要する点」として高頻度で指摘された内容を概観することにより, 法科大学院の特徴や課題について, 全体としての傾向を把握することは重要だと思われる。

表3は, 各章における「優れた点」として挙げられた指摘項目の総数を表している。それぞれの章に含まれている基準の項目数は各章によって異なり, 結果, 優れた点の個数にも影響を及ぼしている可能性があるため, 参考情報として追記している。年度によって, 認証評価を受審する法科大学院の数が多くないことや対象法科大学院の特徴が多様であることから, 本稿では経年比較を行うことは適切でないと判断し, 平成19年度に本評価が開始されてから過去3年間の全体の傾向をみることにした。表3においては, 章2, 7, 8, 10に「優れた点」の指摘が多くみられ, 特に8章と10章に指摘数が集中していることに注目できる。

表4は, 「改善を要する点」に関して章ごとの指摘数の状況を示したものである。この結果から, 章2, 3, 4に指摘数が多く, 特に第2章と第4章が高頻度で指摘されていることがうかがえる。

① 優れた点について

次に, 本評価が実施された平成19年度から21年度までの3年間にみられる傾向として, 特に「優れた点」の指摘数が多い「第8章: 教員組織」, 「第10章: 施設, 設備及び図書館等」の基準に焦点を当て, その具体的な内容について分析する。

第8章: 教員組織

教員組織については, 専門職大学院設置基準第2章の教員組織第5条に定められた通りの内容に規定されている。評価結果においては, 「教員の資格と評価 (基準8-1)」, 「専任教員の配置と構成

表3 各章における優れた点の指摘数（本評価）

| | | 基準数 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 合計 |
|------|--------------|-----|------|------|------|-----|
| | | | 本評価 | 本評価 | 本評価 | |
| 受審校数 | | | 9校 | 16校 | 3校 | 28校 |
| 第1章 | 教育目的 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第2章 | 教育内容 | 4 | 2 | 8 | 0 | 10 |
| 第3章 | 教育方法 | 4 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 第4章 | 成績評価及び修了認定 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第5章 | 教育内容等の改善措置 | 2 | 0 | 4 | 0 | 4 |
| 第6章 | 入学者選抜等 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第7章 | 学生の支援体制 | 6 | 4 | 12 | 1 | 17 |
| 第8章 | 教員組織 | 11 | 19 | 36 | 7 | 62 |
| 第9章 | 管理運営等 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第10章 | 施設, 設備及び図書館等 | 3 | 24 | 38 | 4 | 66 |
| 合計 | | | 50 | 99 | 13 | 162 |

表4 各章における改善を要する点の指摘数（本評価）

| | | 基準数 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 合計 |
|------|--------------|-----|------|------|------|-----|
| | | | 本評価 | 本評価 | 本評価 | |
| 受審校数 | | | 9校 | 16校 | 3校 | 28校 |
| 第1章 | 教育目的 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第2章 | 教育内容 | 4 | 10 | 20 | 2 | 32 |
| 第3章 | 教育方法 | 4 | 7 | 11 | 2 | 20 |
| 第4章 | 成績評価及び修了認定 | 5 | 10 | 42 | 11 | 63 |
| 第5章 | 教育内容等の改善措置 | 2 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 第6章 | 入学者選抜等 | 7 | 1 | 1 | 0 | 2 |
| 第7章 | 学生の支援体制 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第8章 | 教員組織 | 11 | 2 | 4 | 1 | 7 |
| 第9章 | 管理運営等 | 10 | 2 | 3 | 0 | 5 |
| 第10章 | 施設, 設備及び図書館等 | 3 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| 合計 | | | 32 | 84 | 16 | 132 |

表5 「第8章：教員組織」における優れた点の基準別指摘数（本評価）

| 基準 | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 合計 | |
|-----------------------|-------|------|------|------|----|----|
| 8-1教員の資格と評価 | 8-1-1 | — | — | — | 0 | 27 |
| | 8-1-2 | 9 | 15 | 3 | 27 | |
| | 8-1-3 | — | — | — | 0 | |
| 8-2専任教員の配置と構成 | 8-2-1 | 3 | 6 | 2 | 11 | 11 |
| | 8-2-2 | — | — | — | 0 | |
| 8-3実務経験と高度な実務能力を有する教員 | 8-3-1 | 3 | 4 | 1 | 8 | 8 |
| | 8-3-2 | — | — | — | 0 | |
| 8-4専任教員の担当授業科目の比率 | 8-4-1 | — | — | — | 0 | 0 |
| 8-5 教員の教育研究環境 | 8-5-1 | 2 | 3 | 1 | 6 | 16 |
| | 8-5-2 | 2 | 8 | 0 | 10 | |
| | 8-5-3 | — | — | — | 0 | |

(基準8-2)、「教員の教育研究環境(基準8-5)」に「優れた点」としての指摘数が多いことが示された(表5)。表6は、評価結果の第8章において指摘された全ての「優れた点」の共通的内容を表したものである。特に、「教員の資格と評価」の観点

においては、専任教員の専門知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動の情報が大学ウェブサイトを通じて学内外に開示されている点が多く挙げられている(基準8-1-2)。

第10章：施設、設備及び図書館等

第10章「施設、設備及び図書館等」においては、「施設の整備（基準10-1）」の指摘数が特に多いことが明らかにされた（表7）。表8は、評価結果

の第10章において記載された全ての「優れた点」の共通の内容を挙げたものである。「施設の整備（基準10-1）」の具体的内容としては、自習室における十分な机数とスペースの確保、あるいは自習

表6 「第8章：教員組織」における優れた点の指摘内容と指摘数（本評価）

| 基準 | 指摘内容 | 年度別指摘数 | 合計 |
|-------|--|-----------|----|
| 8-1-2 | 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動が、大学ウェブサイトを通じて学内外に開示されている。 | 3 (21年度) | 27 |
| | | 15 (20年度) | |
| | | 9 (19年度) | |
| 8-2-1 | 設置基準上必要な専任教員数に対して、法科大学院の理念・目的を実現するため、基準で必要とされる数を相当数超えて専任教員が配置され、関係する科目に専任教員が配置されている。 | 2 (21年度) | 11 |
| | | 6 (20年度) | |
| | | 3 (19年度) | |
| 8-3-1 | 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員が長年の実務経験を有している。 | 1 (21年度) | 8 |
| | | 4 (20年度) | |
| | | 3 (19年度) | |
| 8-5-1 | すべての専任教員の授業負担が年間20単位以下にとどめられている。 | 1 (21年度) | 6 |
| | | 3 (20年度) | |
| | | 2 (19年度) | |
| 8-5-2 | 教育上主要な科目については、原則として専任教員が担当するものとしつつ、研究専念期間を確保する制度が実現している。 | 0 (21年度) | 10 |
| | | 8 (20年度) | |
| | | 2 (19年度) | |

表7 「第10章：施設、設備及び図書館等」における優れた点の基準別指摘数（本評価）

| 基準 | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 合計 |
|----------------|--------|------|------|------|----|
| 10-1 施設の整備 | 10-1-1 | 14 | 23 | 4 | 41 |
| 10-2 設備及び機器の整備 | 10-2-1 | 2 | 1 | 0 | 3 |
| 10-3 図書館の整備 | 10-3-1 | 8 | 13 | 0 | 21 |

表8 「第10章：施設、設備及び図書館等」における優れた点についての指摘内容

| 基準 | 指摘内容 | 年度別指摘数 | 合計 |
|--------|--|-----------|----|
| 10-1-1 | 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。 | 2 (21年度) | 22 |
| | | 13 (20年度) | |
| | | 7 (19年度) | |
| 10-1-1 | 自習室と法科大学院図書室との有機的連携が確保されている。 | 2 (21年度) | 19 |
| | | 10 (20年度) | |
| | | 7 (19年度) | |
| 10-2-1 | 学生の復習等のためにすべての授業を録画編集するDVD編集システムが整備されている。 | 0 (21年度) | 1 |
| | | 0 (20年度) | |
| | | 1 (19年度) | |
| 10-2-1 | 「講義収録配信システム」が整備され、教員の教育や学生の学習その他の業務において頻繁に利用されている。 | 0 (21年度) | 1 |
| | | 0 (20年度) | |
| | | 1 (19年度) | |
| 10-2-1 | 各法廷教室にDRS及びテレビ会議システムが整備されており、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要な設備及び機器、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されている。 | 0 (21年度) | 1 |
| | | 1 (20年度) | |
| | | 0 (19年度) | |
| 10-3-1 | 図書室に司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えている職員が配置されている。 | 0 (21年度) | 21 |
| | | 13 (20年度) | |
| | | 8 (19年度) | |

室と法科大学院図書室との有機的連携が評価されている。「図書館の整備（基準10-3）」の観点からは、司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えている職員が配置されていることが挙げられている。また、「設備及び機器の整備（基準10-2）」に関しては、他の基準よりも指摘数は多くなかったものの、法科大学院の取組の個性が最も反映されている項目であったと考察できる。例えば、学習支援のためのDVD編集システムや、講義収録配信システム、テレビ会議システム等が優れた点として挙げられている。

② 改善を要する点について

「改善を要する点」については、特に指摘数の多かった「第2章：教育内容」，「第4章：成績評価及び修了認定」を取り上げ、その内容について分析する。

第2章：教育内容

「第2章：教育内容」では、法曹養成に必要と

される理論と実務の架橋を強く意識した体系的な教育課程編成の必要性が掲げられている。法科大学院課程は、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」と「専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）」の法的基準に基づいて規定されており、法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分も併せて実施することを目指して設計された（中央教育審議会，2002）。

「改善を要する点」について、第2章でもっとも指摘数の多かった基準2-1-2（表9）では、文部科学省中央教育審議会（2002）による「法科大学院設置基準等について（答申）」に基づいた、開設に必要な授業科目群（法律基本科目，法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目）が具体的に提示されており、適切な科目区分整理が行われることを前提とし、各科目群について偏りのない履修・学修が求められている（中央教育審議会，2009）。表10は、機構による評価結果において、第2章に記載された全ての「改善を要する点」の共通的内容を示したものである。その中で

表9 「第2章：教育内容」における改善を要する点の基準別指摘数（本評価）

| 基準 | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 合計 | |
|----------|-------|------|------|------|----|----|
| 2-1 教育内容 | 2-1-1 | 1 | — | — | 1 | 32 |
| | 2-1-2 | 9 | 18 | 2 | 29 | |
| | 2-1-3 | — | 2 | — | 2 | |
| | 2-1-4 | — | — | — | — | |

表10 「第2章：教育内容」における改善を要する点についての指摘内容

| 基準 | 指摘内容 | 年度別指摘数 | 合計 |
|-------|--|--------------------------------|----|
| 2-1-1 | ・一部の基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、19年度前期開講科目において、法学部生の履修が認められていたことから、今後とも学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい教育課程の編成となるよう留意する必要がある。 | 0（21年度） 0（20年度） 1（19年度） | 1 |
| 2-1-2 | 科目区分と授業配置の整備が不十分である。 ・ある科目区分に配置されている授業科目内容が、他区分科目の内容と部分的に重複している。 ・科目区分と授業内容に不一致がみられる。 ・ある科目区分の教育内容に偏りがある。 ・ある授業科目が法学既習者を対象として開講するには適切でない。 | 2（21年度） 18（20年度） 9（19年度） | 29 |
| 2-1-3 | ・法情報調査に関する教育内容について、判例の意義及び読み方の学習等の指導を含め、より一層充実したものとなるよう、さらなる検討、改善を図る必要がある。 ・当該法科大学院における導入科目と位置づけられる授業科目「法システム概論」については、その授業内容にかんがみて、法学既習者を対象とする授業科目として開講することが適切でないため、その在り方を見直す必要がある。 | 0（21年度） 2（20年度） 0（19年度） | 2 |

も特に、科目区分と授業内容とが不一致であったり、科目区分をまたがって授業内容に部分的な重複があったりと双方の一貫性や整備の不十分を指摘する内容が散見された。例えば、「展開・先端科目」に配置されているある授業科目の実質的な教育内容が、「法律基本科目」に当たるため、法律基本科目に配置されるように区分整理をする必要がある、という指摘や、「法律実務基礎科目」のある授業科目の教育内容の一部が法律基本科目の教育内容にとどまっていたり、部分的に重複している状況のため、「法律実務基礎科目」として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要があるといった内容である。各法科大学院において、法曹養成に不可欠となる法律実務基礎教育の内容が不統一であるという状況が、認証評価結果により明らかにされた。この項目に関して、認証評価を受けた後の対象法科大学院へのアンケート調査結果の自由記述からは、カリキュラム編成において、開講科目の再編や授業内容の整理を行ったことや、科目の区分整理、シラバスと教育内容の改善、教材等の見直し等を行ったことが報告されている。

第4章：成績評価及び修了認定

「第4章：成績評価及び修了認定」に関しては、特に「成績評価（基準4-1）」の成績評価に関する客観性および厳正さについて、「改善を要する点」の指摘が圧倒的に多くみられた（表11）。表12は、評価結果の第4章において、「改善を要する点」として記載された全ての指摘内容について、筆者らがテーマごとに整理したものである。指摘内容は、主に、「成績評価の考慮要素」について教員間の共通理解が不十分であることや、「成績評価に関する学生への周知」および「期末試験の実施方法」等についても十分な体制が整えられていないことが頻繁に挙げられている。例えば、平常点の位置

づけや単位認定の可否基準の在り方、成績の各ランクの分布の在り方、再試験と本試験との評価基準の公平さの問題等、成績評価の客観性や厳正さを担保することの改善点の指摘が見受けられる。また、他に指摘数の多かった点としては、期末試験の本試験、再試験、追試験において、同一または類似する問題が一部出題されていることが挙げられている。

対象法科大学院へのアンケート結果の自由記述からは、成績評価の在り方について、教授会やFD委員会等で問題の共有化を図り、各教員および学生への周知を徹底した、または成績評価の準則の改正を行ったという意見や、定期試験についても出題の重複がないことを確認する仕組みを採用した、との改善の事例が複数寄せられた。

このように成績評価が注目されて評価された理由は、法科大学院の理念そのものに直結する。法科大学院修了者には、新司法試験の受験資格が付与されるため、それを機能させるためには、厳格な成績評価による修了認定が行われることは、不可欠である。特に、法科大学院はプロセスとしての法曹教育を実現するための中核機関として位置づけられるため、卒後の司法試験に法曹の選抜が委ねられるのではなく、在学中の成績評価を厳正に行うことにより、学生の到達を判断していくことが必要となる。逆に、法科大学院で厳格な成績評価が行われれば、新司法試験は「法曹としての活動を始めることが許される程度の知識、思考力、分析力、表現力等を備えているかどうかを判定することを目的」とすればすむことになり、法科大学院を修了した者のうち相当程度が新司法試験に合格するような制度とすることができるとしている（法科大学院（仮称）構想に関する検討会議，2000）。このように、司法試験制度の在り方とあわせ、厳格な成績評価は法科大学院設計の中核であり、評価によりその確認が重視された。しかし、歴史の浅い

表11 「第4章：成績評価及び修了認定」における改善を要する点の基準別指摘数（本評価）

| 基準 | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 合計 | |
|----------------|-------|------|------|------|----|----|
| 4-1 成績評価 | 4-1-1 | 8 | 40 | 10 | 58 | 60 |
| | 4-1-2 | — | 1 | 1 | 2 | |
| | 4-1-3 | — | — | — | 0 | |
| 4-2 修了認定及びその要件 | 4-2-1 | — | — | — | 0 | 0 |
| 4-3 法学既修者の認定 | 4-3-1 | 2 | 1 | 1 | 4 | 4 |

表12 「第4章:成績評価及び修了認定」における改善を要する点についての指摘内容

| 基準 | 指摘内容 | 年度別指摘数 | |
|----------------|---|-----------------------------------|----|
| 4-1-1 | 成績評価における客観性および厳正さ | | |
| 成績評価の 考慮要素 | 考慮要素の合計点が適切でない。 ・満点である100点を超過している。 | 1 (21年度) 3 (20年度) 0 (19年度) | 4 |
| | 成績評価の方針について教員間の統一が不十分である。 [全体的な成績評価基準について] ・成績評価の基準が不明瞭である。 ・評価尺度(「F」～「A+」)について、教員間の共有が不十分である。 ・一部の授業科目の評価基準において、Sや不可の割合が多い。 ・成績の各ランクの分布の在り方に係る方針について、全教員に周知徹底する必要がある。 ・複数クラス開講されている授業科目の相対評価の母集団について特定の方針がない。 ・一部の授業科目の単位認定の可否基準が、当該法科大学院で定められた成績評価の基準とは異なる。 ・再試験と本試験とで公平な成績評価となっていない。 ・同一授業科目の同一試験において異なる成績評価の基準と方法を用いている。 ・不可となった授業科目について翌年度の筆記試験の合格とその前年度の平常点等を合わせて単位認定を行っている。 ・正課外の特講の成績を成績考慮要素の一つとしている。 | 0 (21年度) 10 (20年度) 2 (19年度) | 12 |
| | [平常点について] ・ある課題の提出でもって全員満点、あるいは平常点が全員ほぼ満点となっている科目が複数ある。 ・同一科目内の担当教員間で平常点の付け方が統一されていない。 ・不合格者に対する平常点が適切につけられていない科目がある。 ・平常点として出席を加点要素としている科目がある。 ・一授業科目の出席点の取扱い方針に対する授業担当教員の理解が不十分である。 ・出席点が全員一律満点となっているものがある。 | 2 (21年度) 10 (20年度) 1 (19年度) | 13 |
| 成績評価に関する学生への周知 | 成績評価における考慮要素(配点割合・採点基準、変更点、相対評価を採用する授業科目があること等)、成績分布データについて学生への周知が不十分である。 | 3 (21年度) 5 (20年度) 1 (19年度) | 9 |
| 期末試験の 実施方法 | 低い出席率で定期試験を受験できることが容認されている。 | 0 (21年度) 2 (20年度) 0 (19年度) | 2 |
| | 試験期間以前に試験問題を提示した上で期末試験の本試験が実施されている。出題方針をあらかじめ公表する制度について、出題範囲が相当程度限定されている。 | 0 (21年度) 1 (20年度) 1 (19年度) | 2 |
| | 一授業科目、同一年度(春学期・秋学期)の科目、あるいは年次の異なる別個の授業科目において、本試験と再試験または追試験の出題内容が一部同一または類似の設問が出題されている。 | 4 (21年度) 9 (20年度) 3 (19年度) | 16 |
| 4-1-2 | ・学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと。 ・他大学間の教育連携による単位互換科目の単位認定について、当該法科大学院独自の科目区分ではなく、科目区分の通常の趣旨に照らした区分において単位を認定する必要がある。 | 0 (21年度) 1 (20年度) 1 (19年度) | 2 |
| 4-3-1 | ・法学既修者として認定した者について認める在学期間の短縮が、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっていない。 ・法学既修者認定試験とは別に、法学既修者として認定した者に対して、1年次配当の法律基本科目である刑事訴訟法に係る「既修認定試験」を実施し、合格者に対して修得したものとみなされる単位数について4単位を追加的に認めるという扱いは、法学既修者の認定の趣旨に照らして、必ずしも適切であるとはいえない。 ・法学既修者認定試験の実施に当たっては、採点の際の匿名性が確保される等、当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つこと。 ・法学既修者として認定した者について、法律科目試験に含まれない授業科目の単位を修得したものとみなしており、これが適正な判定方法によるものであることが明らかにされておらず、法学既修者として認定した者について認める在学期間の短縮が、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっていない。 | 2 (21年度) 1 (20年度) 1 (19年度) | 4 |

法科大学院において、成績評価の基準や評価に関する教員間の統一は短期間で容易に達成され得るものではなく、今後、改善されるべき課題であることが示されたと言えよう。

「修了認定及びその要件（基準4-2）」については、設置基準第6章法科大学院第23条において修業年限や必要単位数が明確に規定されているものであり、機構による評価結果については改善を要する点としての指摘は皆無であった。「法学既修者の認定（基準4-3）」の要件についても同様に、設置基準により必要単位数等が明確に規定されており、成果の判断が分かりやすいものと考察できる。法学既修者とは、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者を示し、その認定にあたり法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていることが求められる。認証評価結果（基準4-3-1）において指摘された内容は、法律科目試験の実施において、当該法科大学院と同じ大学出身者と他の受験者との間で、出題及び採点において公平さが保たれていない点、法律科目試験に含まれない科目の単位を修得したものとみなした場合に適正な判定方法であることが明らかにされていない点、法学既修者として認定した者について認める在学期間の短縮が、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものになっていない点等であった。

以上、認証評価における「優れた点」および「改善を要する点」の結果からうかがえる法科大学院の現状と課題の一側面を整理した。両者の観点において、指摘が集中している内容には明らかな差異がみられる。「優れた点」の多い「第8章：教員組織」や「第10章：施設・設備及び図書館等」は、専門職大学院設置基準においても数値等で明確に達成基準が示されているものであり、比較的具体的に成果を表現しやすいものである。一方で、「改善を要する点」の指摘数の多い「第2章：教育内容」や「第4章：成績評価及び修了認定」については、基準内容の性質上、成果が質・量ともに多様な方法で表現され得るものであり、解釈にも幅のある内容のものだと考えられる。しかし、このような問題を差し引いても、「教育内容」や「成績評価及び修了認定」は法科大学院の教育活動の質を担保していく上で基幹となる要素であり、将来の司法を担う法曹に必要な資質を備えた人材

を育てる高度専門教育機関に対し、その教育活動の質を保証し、改善の支援をしていくことは認証評価に求められる重要な役割である。

5年間にわたる認証評価の実施により、対象法科大学院が抱える課題の傾向が明らかにされた。具体的には、「第2章：教育内容」の改善を要する点の指摘で多くみられたように、将来の法曹として必要な基礎的な質や能力を育成するのに欠かせない法律実務基礎教育の内容が、各法科大学院で一部不統一であるという実態が浮かび上がった。このような状況は、法科大学院修了者間の能力の格差や、学修の偏りを生み出す一因となることが危惧され、修了者の質保証にかかわる改善策がいそがれる。

また、「第4章：成績評価及び修了認定」についても、成績評価の水準や考慮要素に関する教員間での共通認識の形成が不十分である点、成績分布や学生への周知が適切でない点、再試験の実施が適切に運用されていない点等が認証評価結果から一部の法科大学院において指摘されている。今後は、厳格な成績評価に基づいた単位認定、進級判定、修了認定の在り方を検討することが求められる上、教育の現場を担当する教員間の共通理解を促進していくことが課題である。そのためには、法科大学院制度の理念に基づいた教育活動を担保するシステムとして、認証評価がこれまでの課題を十分に踏まえた評価を行っていくことが肝要である。

5. 課題と展望

本稿では、法科大学院認証評価が1巡目を終えた今、機構による法科大学院認証評価がどのように機能してきたかを明らかにするため、対象法科大学院および評価担当者を対象としたアンケート調査結果および認証評価結果の2つの側面から、認証評価の効果や課題の傾向について総括を行った。

対象法科大学院や評価担当者に対するアンケート調査結果からは、認証評価は、当該法科大学院の教育活動についての全般的な状況の理解や、今後の課題の把握、改善の促進に有効であったと認識している対象法科大学院が多かった等、一定の効果が認められる一方で、今後の課題もいくつか指摘されている。

一つには、一部の対象法科大学院からは、認証評価が形式的で厳格な基準や解釈指針に基づいた適格認定の評価システムであることに対する懸念の声があり、対象法科大学院の半数以上が評価しにくい基準や解釈指針があったと認識している。とりわけ、「改善を要する点」として指摘が集中していた法科大学院の教育内容や成績評価の在り方においては、その評価が法科大学院の理念の実現のために重視されてきた一方で、基準や解釈指針を定量的に設定できるものではないために解釈には幅があり、どのような状況であれば適合しているのか、何を根拠資料として示せば良いのか、十分な共通理解が評価実施側と大学側とで醸成されていなかったこと等が要因として考えられる。基準や解釈指針が示す具体的な内容や自己評価の在り方に関して、より充実した説明や評価の実践的経験を積み重ねていくことが求められる。

また、評価結果が「社会や学生からの支持が得られる」ことに結びつくことと認識している対象法科大学院数は十分ではなく、認証評価の存在や意義が、当事者以外にどのように認識されるかという点も指摘された。法科大学院による自己評価作成が、社会からの理解や支持を得るためにわかりやすいものであったか、といった点についても肯定的な認識を示している対象法科大学院が半数以下であったことから、様々なステークホルダーに対する情報公開や、社会からのフィードバックを確認する作業についても、認証評価機関とともにノウハウを構築し、法科大学院を支援していく仕組みが必要だと考えられる。それと同時に、マスコミにおける偏重報道に対する指摘は多く、マスコミによる情報提供とマスコミ以外の積極的な情報提供の在り方や、誤解を生じない評価結果の示し方の更なる検討が求められる。

認証評価を行ったことが、「法科大学院の个性的な取組を促進したか」どうかについては、肯定的な認識を示している対象法科大学院は4割程度にとどまっていたことから、法科大学院認証評価が、「厳格な適格認定の基準」を持ち合わせつつ、法科大学院の「个性的取組の促進」を支援していく評価方針を有するといったジレンマを抱えていることが指摘できる。この点については、今後は適格認定の在り方や基準および解釈指針の自由度を高めつつ、各法科大学院の目的に沿った个性的

取組を尊重し、その促進を支援していくことが重要である。

認証評価の結果からは、法科大学院の課題についていくつかの傾向が明らかにされた。例えば、将来の法曹として必要な基礎的な質や能力の育成に不可欠な法律実務基礎教育の内容が、法科大学院によって統一されておらず、修了者間の能力格差や、学修の偏りを生み出す一因となっている実態や、成績評価の水準や考慮要素に関する教員間での共通認識の形成および学生への周知が不十分である点、成績分布が適切でない点、再試験の実施が適切に運用されていない点等が認証評価結果から浮かび上がってきた。

このような課題が指摘された原因として、前述のアンケート調査結果からも抽出されたように、基準や解釈指針が定性的な表現であるがゆえにその解釈が多様である点、評価実施側と大学側で共通的な見解が醸成されていなかった点、評価基準による最低限の標準化と大学の独自性の尊重とのバランスをどのように取るのかという点が考えられる。その一方で、認証評価を超えて、法科大学院全体が直面している状況から起因する点も指摘できよう。法科大学院制度は、当初の設計ではその修了者の7～8割程度が新司法試験に合格できるものであり、それゆえに学内の成績評価を厳格に行うことが必要であるとともに、司法試験に向けた特別の受験準備をすることはなくなるはずであった。しかし、現実には司法試験の合格者は3割台という環境の中で、法科大学院は学生を司法試験に合格させることへの重視を余儀なくされている。これにより、「司法試験科目以外の科目の充実状況は各大学院によって相当の格差がみられ、(中略)全般的に、法律基本科目を中心に、選択科目を含め、司法試験科目にシフトしたカリキュラム編成になっている」(田中, 2009), 「少なからずの法科大学院が新司法試験の受験予備校化ともいべき状態に陥り、知識偏重、受験テクニック重視の教育が実施されつつあるように見受けられる」(柳田・フット, 2010), 「いわゆる答案練習等の正課外の特別措置を実施している大学院が少なくない」(田中, 2009)という厳しい見解も指摘されている。実際に認証評価においても、前述のように、教育内容の不統一の問題、特に科目区分に問題があり、展開・先端科目や法律実務基礎科目

と分類されているものが実際には司法試験に必要な知識を教える「法律基礎科目」の内容に当たるといふ問題が指摘されており、また、成績評価が厳格に行われていないという問題もしばしば指摘されている。このような問題が認証評価において「改善を要する点」として明確に指摘され、評価後には各法科大学院がそれらを修正していることが検証アンケート調査からも明らかとされたことは、上述のような司法試験制度の想定外の展開の中でも、法科大学院が受験予備校化することのないように、認証評価が一種の「歯止め」として機能していると見ることもできる。すなわち、法科大学院の当初の構想で示された、法理論教育だけでなく実務教育の導入部分の教育の実施も行い、司法試験に関連しない科目も含めて厳正な成績評価を実施することが確実に実現され続けることを、認証評価が保証していると見てとることができる。これは、科目分類や成績評価に限ったことではない。入学者選抜や既履修者の判定等における問題点も認証評価ではしばしば指摘されており、前述のように司法試験合格率の低さ故に法科大学院への志願者が減少し、各大学院が入学者を確保したい、さらには法律知識を既に有する入学生を確保したいという誘引が生じている中で、認証評価が入学者選抜の適正さや入学者の多様性を維持することを保証していると見ることもできる。このように、認証評価における「改善を要する点」の指摘傾向は、単に一大学の問題として位置づけるのではなく、司法試験制度を含めた法曹養成制度全体という大きな視点から検討をしていくことが求められる。

以上の課題を踏まえながら、2巡目の認証評価については、既に検討が進められている。文部科学省の中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会では、1巡目の認証評価の実施中より、評価結果やその他の実態調査を踏まえて法科大学院の在り方について検討を進め、平成21年4月に「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」をまとめた。そこでは、上記の評価結果と直接的に関連する事項として、全ての法科大学院に共通的な到達目標を設定して厳格に成績評価を行っていくべき事や、科目区分整理に偏りがないように配慮しながら法律基礎科目や法律実務基礎科目の充実を図っていく事、適性試験の統一

的最低基準点を導入する事等を求め、認証評価もこれらを実現するための「質を重視したシステム」への改善を求めている。機構では、特別委員会の「報告」やその後の審議、ならびに、1巡目の評価の経験を踏まえながら、2巡目の認証評価の基準や解釈指針の改訂を平成22年6月に行った。各基準を修正・明確化するとともに、重点基準の設定、各基準の結果を総合的に考慮した適格認定の判定、「自己点検及び評価等」の章の追加等を行っている。このような変更が、今後の評価の運営ならびに法科大学院の質保証の実現に果たす効果については、引き続きモニタリングを行っていくことが求められよう。

法科大学院の設立から十分な年数が経過していない現段階では、司法試験を含めた法曹養成制度全体という大きなレベルから、個別の法科大学院における教育内容・方法という詳細なレベルまで、依然として試行錯誤が重ねられている状況である。認証評価は法科大学院の制度理念を実現していく機能を担っており、評価以外の改革と連動しながらも法科大学院の現状や課題を定期的に明らかにしていくことが求められ、それにより教育活動等の質保証や改善を具体的に促進していくことが課題である。

謝辞

本稿執筆にあたり、多大なご協力を賜りました大学評価・学位授与機構の磯部力客員教授、法科大学院評価課の皆様、評価企画・国際課の井出隆係長に厚く御礼申し上げます。

参考文献

- 石井美和(2006)「法曹養成をめぐる制度と政策 法曹三者の力学を中心として」東北大学大学院教育学研究科研究年報, 55集第1号, pp.197-218.
- 磯部力(2007)「第2章第4節: 法科大学院認証評価機関」『大学評価文化の展開—高等教育の評価と質保証』独立行政法人大学評価・学位授与機構編著, pp.54-70.
- 学校教育法 <http://law.e-gov.go.jp/htmlldata/S22/S22HO026.html>
- 金性希, 林隆之, 齊藤貴浩(2009)「認証評価による大学等の改善効果の創出構造 大学等に対

- する認証評価の検証アンケート結果の比較分析を中心に」『大学評価・学位研究』第9号, pp.19-41.
- 私学高等教育研究所 (2008) 「大学院改革と専門職大学院」RIHE 私学高等教育研究所シリーズ No33, 日本私立大学協会附置
- 司法制度改革審議会 (2001) 「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」, 司法制度改革推進本部
- 大学評価・学位授与機構 (2010) 「法科大学院評価基準要綱:平成22年9月改定」, 独立行政法人大学評価・学位授与機構
- 大学評価・学位授与機構 (2010) 「平成20年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証結果報告書」, 独立行政法人 大学評価・学位授与機構
- 大学評価・学位授与機構 (2009) 「平成19年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証結果報告書」, 独立行政法人 大学評価・学位授与機構
- 大学評価・学位授与機構 (2008) 「平成18年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証結果報告書」, 独立行政法人 大学評価・学位授与機構
- 大学評価・学位授与機構 (2004) 「法科大学院評価基準要綱」, 独立行政法人 大学評価・学位授与機構
- 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会 (2009) 「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について (報告)」, 文部科学省
- 中央教育審議会 (2002) 「法科大学院の設置基準について (答申)」, 文部科学省
- 野澤庸則, 齊藤貴浩, 林隆之, 洪井進 (2010) 「高等専門学校機関別認証評価結果から見た高等専門学校の現状と認証評価の効果」『大学評価・学位研究』第11号, pp.3-28.
- 田中成明 (2009) 「法科大学院の現状と課題」『IDE 現代の高等教育』no.512, pp.30-34.
- 法科大学院 (仮称) 構想に関する検討会議 (2000) 「法科大学院 (仮称) 構想に関する検討のまとめ—法科大学院 (仮称) の制度設計に関する基本的事項—」
<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/dai33/pdfs/33siryou1.pdf>
- 法科大学院 (仮称) 構想に関する検討会議 (2000) 「検討会議における議論の整理」
<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/houkadaigakuin/pdfs/807seiri.pdf>
- 柳田幸男, ダニエル・H・フット (2010) 『ハーバード卓越の秘密 ハーバードLSの叡智に学ぶ』有斐閣
- 総務省行政評価局 (2010) 「法科大学院 (法曹養成制度) の評価に関する研究会報告書」
- (受稿日 平成23年1月11日)
 (受理日 平成23年1月25日)

[ABSTRACT]

Current Situation and Issues of the Certified Evaluation and Accreditation
of Law Schools Through the Review of the Evaluation System

NODA Ayaka * , HAYASHI Takayuki * , SHIBUI Susumu * , TANAKA Yayoi * , NOZAWA Tsunenori **

Law schools were established in 2002 as new professional education institutions aiming at “bridging theory and practice.” The first accreditation cycle for law schools has already been completed. Along with the ongoing review of the current law school system and accreditation standards, the operation and results of the NIAD-UE’s first cycle of certified evaluation and accreditation of law schools will be analyzed to examine how it functioned. This paper examines the appropriateness and effects of certified evaluation and accreditation by reviewing the results of a questionnaire that targeted both law schools and peer reviewers. It also examines the issues proposed in “good practices” and “needed improvement” of the accreditation results.

* Associate Professor, Department of Research for University Evaluation, National Institution for Academic Degrees and University Evaluation

** Visiting Professor, Department of Research for University Evaluation, National Institution for Academic Degrees and University Evaluation